

指定管理者、PFI事業者及び委託業者に係る環境配慮の取組要領

(趣旨)

第1 本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）及び地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を踏まえ、平成30年3月に「名古屋市役所環境行動計画2030」（以下「計画」という。）を策定した。本要領は、本市が計画に基づき、施設の整備又は管理運営を行う指定管理者、PFI事業者及び委託業者（以下「指定管理者等」という。）に対し、環境配慮の取組みの要請（以下「要請」という。）を行う際の方法及び指定管理者等が環境配慮の取組みに努める際の取組内容を定めるものである。

(対象)

第2 本要領の対象は、本市が所有又は賃借する施設に係る契約等のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 指定管理者制度によって事業者等が管理運営するもの
- (2) PFIによって事業者等が整備又は管理運営するもの（BOT方式、BTO方式、BOO方式、RO方式、コンセッション方式のほか、PFI類似方式のDBO方式、DB方式及びP-PFIを含む。）
- (3) 施設の管理運営業務について一の事業者等に包括的に委託するもの（清掃・警備などの個々の具体的業務を委託する場合を除く。）

(要請方法)

第3 本市は、施設整備や管理運営の方式に応じて、次の各号に掲げる書類に記載する方法により、指定管理者等への要請を行うものとする。

- (1) 指定管理者制度における基本協定書（年度協定書）又は業務仕様書等
- (2) PFI事業における施設整備若しくは管理運営にかかる要求水準書又は契約書（更新時含む。）等
- (3) その他施設管理委託における委託仕様書等

2 前項で掲げる書類には、計画に基づき、温室効果ガス排出量削減等の環境配慮の取組みに努める旨を記載する。具体的な記載例は別紙1の通りとする。

(取組内容)

第4 指定管理者等は、前条で定める本市からの要請を受け、計画に基づき、温室効果ガス排出量削減等の環境配慮の取組みに努めるものとする。

2 指定管理者等は、環境配慮の取組みの実施に当たっては、別紙2で示す具体的な取組例を参考とし、契約等の内容に応じて適切な取組みを行うものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 7 日から施行する。

書類への記載例

(環境配慮の取組み)

「名古屋市役所環境行動計画 2030」に基づき、公共交通機関の利用、エコドライブの実践、大気・水環境の保全、廃棄物の発生抑制・資源化、生物多様性の保全、緑化の推進、節水、温室効果ガス排出量削減等の環境配慮の取組みに努めること。

環境配慮の取組例（計画より抜粋）

取組事項	具体的な取組例	
	施設管理運営関係	施設整備関係
公用車の利用等に関する取組み	・公共交通機関や自転車の積極的利用、不要不急の自動車利用の抑制など、自動車の適正使用を推進します。	・タイヤの空気圧を調整するなど、定期的に車両の整備を行います。
大気・水環境の保全に関する取組み	・ばい煙発生施設等から生じる大気汚染物質の排出量を把握し、適切に管理を行い、排出量を削減します。	・排出ガス対策型建設機械の使用を原則とし、低 VOC 塗料を優先的に使用します。
発生抑制・資源化に関する取組み	・ごみの発生抑制に努めるとともに、種類ごとに分別し、資源化を推進します。	・建設副産物（アスファルト塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材、建設発生土）の再資源化を推進します。
生物多様性の保全及び緑化の推進に関する取組み	・森林認証材・間伐材パルプ配合紙等、生物多様性に配慮した商品の購入を推進します。	・緑化・植栽を行う際は、生物多様性に配慮した種の選定を推進します。
水循環の回復と水資源の有効利用に関する取組み	・節水型の機器の導入を推進するとともに、職員一人ひとりが水を大切に使うよう心がけ、無駄な水の使用をなくします。	・透水性舗装、浸透マス等を市の施設に設置し、雨水を地中に浸透させることで水循環の回復を図ります。
ハード面における省エネに関する取組み	・設備・機器の設置・更新にあたっては、エネルギー効率が優れたものを導入します。	・施設の新築・改築に合わせた、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
行動面における省エネに関する取組み	・エコ・スタイル運動の推進、定時退庁の一層の徹底を図ります。	・執務室のレイアウトを工夫することなどにより空調等の効率化を図るとともに、扉やブラインド等を適切に利用し、冷暖房設備使用時の室温の適正化を図ります。